

令和3年度日本大学創立130周年記念奨学生（第3種）

「新型コロナウイルス感染症対応」募集要項

1 募集目的

意欲と能力のある学生が新型コロナウイルス感染症の影響で学費支弁が困難となったことにより修学を断念することなく、安心して学び、将来社会で活躍できることを目的として、標記奨学生の募集を行います。

2 募集人数

1,000名程度を予定

3 奨学金の給付額等

① 給付額 年額30万円

※ 後期授業料相当額が上限額となります。

※ 国の修学支援新制度又は本奨学金（第1種）を受給している者は、本奨学金とその金額の合計が年額の授業料相当額を超えない金額が給付額となります。

② 給付期間 令和3年度限り

③ 給付方法 後学期分授業料に充当することにより行います。ただし、前学期授業料が未納の場合は、前学期授業料に充当します。

4 応募資格

次の条件①～⑤をすべて満たしていること。

① 日本大学学部（通信教育部を含む）、大学院、短期大学部（専攻科を含む）及び附属専門学校の正規の課程に在学中の学生（外国人留学生は除く）

② 新型コロナウイルス感染症の影響により学費支弁が困難であり、申請書の申請理由「新型コロナウイルスでどのような影響を受けたか記載してください」欄から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた状況が読み取れること。

③ 学費支弁者（父母）の令和2年分の収入・所得金額を合算した金額が、令和元年分の収入・所得金額を合算した金額より減少していること。

④ 学費支弁者（父母）の令和2年分の収入・所得金額を合算した金額が以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかであること。父母に代わる者が学費支弁者の場合は、主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)、(2)又は(3)のいずれかであること。

(1) 学費支弁者（父母）両方が給与所得者の場合は、給与収入金額が800万円以下。

(2) 学費支弁者（父母）両方が給与所得以外の場合は、総所得金額が350万円以下。

(3) 学費支弁者（父母）の片方が給与所得、もう片方が給与所得以外の場合は、給与所得者の給与収入金額ともう片方の総所得金額の合計が800万円以下。

⑤ 修学意志が堅固で優良な資質を持っており、令和3年度に卒業又は進級の見込があること。**（留年生や休学をしたことがある学生も応募できます。休学中は対象外）**

5 申請方法

① 提出書類

- (1) 奨学金申請書（所定の書式）
- (2) 市区町村役場が発行した、父母両方の令和元年分の所得証明書。
- (3) 市区町村役場が発行した、父母両方の令和2年分の所得証明書。
- (4) 「公的支援の受給証明書」の写し【該当者のみ】
(持続化給付金, 緊急小口資金, 厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予, 国税地方税の納付猶予など)

② 提出先

学生課窓口

③ 提出期限

令和3年6月30日(水) 17時 厳守

6 奨学生の選考

- ① 給与収入と事業所得について、大学で定める計算方法によって認定所得金額を算出し、家族構成及び通学区分を考慮した上で選考を行います。
- ② 「公的支援の受給証明書」(国等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を対象として実施する書類)を提出した者は選考時に考慮します。
- ③ 応募資格をすべて満たしても、上記①及び②を総合的に判断し、不採用となる場合があります。
- ④ 本奨学金第2種及び第3種の重複採用は行いません。
(両方、申請はできるが重複採用はありません。)

7 採用後の根拠資料提出

採用後、提出いただいた申請書等の根拠資料として、別途、必要書類を求める場合があります。

8 問い合わせ先

日本大学松戸歯学部学生課

TEL:047-360-9214

メールアドレス:gakusei.md.ml@nihon-u.ac.jp

以 上